

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月21日
【会社名】	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮 田 孝 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3282-8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 長 坂 存 也
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成23年12月21日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、プロミス株式会社(以下「プロミス」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付でプロミスとの間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(単位：百万円)

商号	プロミス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 久保 健
資本金の額	80,737(平成23年9月30日現在)
純資産の額	(連結)173,590(平成23年3月31日現在)
	(単体)118,561(平成23年3月31日現在)
総資産の額	(連結)1,079,164(平成23年3月31日現在)
	(単体)954,246(平成23年3月31日現在)
事業の内容	消費者金融業

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

事業年度	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
営業収益	387,950	338,982	238,427
営業利益(営業損失)	△68,037	18,493	△51,160
経常利益(経常損失)	△67,720	17,929	△48,811
当期純利益(当期純損失)	△125,122	14,566	△96,010

(単体)

(単位：百万円)

事業年度	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
営業収益	243,058	212,795	187,546
営業利益(営業損失)	△57,132	11,739	△54,157
経常利益(経常損失)	△59,039	10,198	△50,684
当期純利益(当期純損失)	△129,969	7,250	△104,408

(注) 売上高に相当する項目として営業収益を記載しております。

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成23年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	20.71
神内 由美子	6.41
住友信託銀行株式会社	2.97
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2.91
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	2.86

(注) 平成23年10月18日から同年11月30日まで当社の完全子会社である株式会社三井住友銀行(以下「SMBC」といいます。)が実施したプロミスの株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により、発行済株式総数に占めるSMBCの持株数の割合は、本書提出日現在、88.20%となっております。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	本書提出日現在、当社はプロミスの普通株式118,946,846株(発行済株式総数の88.20%)を間接保有しています。
人的関係	プロミスの取締役のうち、久保健氏、渡邊正三氏及び岩波雅彦氏は、当社の完全子会社であるSMBCの役員出身者です。また本書提出日現在、SMBCの従業員16名が、プロミスへ出向しています。
取引関係	プロミスは、SMBCから融資を受けているほか、コンシューマーファイナンス事業における業務提携を行っています。

(2) 本株式交換の目的

SMBCは、SMBCが平成23年10月18日に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)に記載のとおり、当社によるプロミスの完全子会社化(以下「本完全子会社化」といいます。)を最終的な目的として、平成23年10月18日から同年11月30日まで、プロミスが発行する普通株式(プロミスの新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転されるプロミスの普通株式を含みます。)、株式報酬型ストックオプション第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)、株式報酬型ストックオプション第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。))及び株式報酬型ストックオプション第3回新株予約権(以下第1回新株予約権及び第2回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称します。))並びに2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。))を対象とする本公開買付けを実施しました。その結果、本書提出日現在、SMBCはプロミスの普通株式118,946,846株(プロミスの発行済株式数134,866,665株(平成23年9月30日現在)に占める保有割合で88.20%、議決権ベースで93.81%)を保有しております。また、本公開買付届出書及びプロミスが平成23年9月30日に提出した有価証券届出書に記載しておりました、プロミスによる第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。))により、プロミスは、プロミスの普通株式225,988,700株を当社に割り当てる予定であり、当社は、本第三者割当増資の払込期日である平成23年12月26日付でSMBCが保有するプロミスの普通株式118,946,846株と併せて、344,935,546株(プロミスの発行済株式数134,866,665株(平成23年9月30日現在)に本第三者割当増資により発行される225,988,700株を加算した360,855,365株に占める保有割合で95.59%、議決権ベースで97.77%)を保有することとなる予定です。

本公開買付届出書に記載のとおり、当社、SMBC及びプロミスは、本公開買付けによりSMBCがプロミスの発行済株式の全て(プロミスが保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、原則として、関係当局の許認可等を前提として、本公開買付け後に、当社を株式交換完全親会社、プロミスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことにより、当社がプロミスを完全子会社とすることを企図しており、また、当社、SMBC及びプロミスは、本株式交換が、プロミスの株主の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保するとの観点から、本公開買付けに対して応募されたプロミスの普通株式の総数がプロミスの発行済株式の総数(プロミスが保有する自己株式を除きます。)から本公開買付けの開始日現在においてSMBCの保有するプロミスの普通株式の数を控除した数に占める比率(以下「少数株主応募比率」といいます。))が50%超に達した場合には、本完全子会社化の実施につきプロミスの株主の皆様の十分な理解が得られたものと判断し、一定の条件のもとで、本株式交換を実施すること等を合意しておりました。

本公開買付けにより、SMBCはプロミスの発行済株式の全て(プロミスが保有する自己株式を除きます。)を取得できなかったこと、また、少数株主応募比率が92.04%に達したことから、当社、SMBC及びプロミス

は、この度、本株式交換により、プロミスを当社の完全子会社とすることと致しました。

当社によるプロミスの完全子会社化の目的は、プロミスと当社グループ各社との協働の一層の推進やSMBCブランド及びSMBCの営業チャネル等の積極的な活用に加え、プロミスによる当社に対する本第三者割当増資によって強化された財務基盤を最大限活用してプロミスのさらなる業容拡大を図り、他の当社グループ各社と併せ、コンシューマーファイナンス事業における当社グループの地位をより強固なものとするにありますが、その詳細は、本公開買付届出書に記載のとおりです。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

当社及びプロミスは、必要となる国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提とし、平成24年4月1日(予定)を効力発生日として、会社法第767条に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、プロミスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株式交換完全親会社である当社の株主総会の承認を要しない場合(簡易株式交換)に該当し、また、会社法第784条第1項の規定に基づき、株式交換完全子会社であるプロミスの株主総会の承認も要しない場合(略式株式交換)に該当します。

② 本株式交換に係る割当ての内容

当社は本株式交換により、当社がプロミスの発行済株式の全部(当社が有するプロミスの株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のプロミスの株主(当社を除きます。)に対し、プロミスの普通株式に代わり、その有するプロミスの普通株式1株につき、当社の普通株式0.36株の割合をもって、当社の普通株式を割当交付する予定です。

また、プロミスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、プロミスが保有する自己株式(平成23年11月30日現在8,031,335株)及び基準時までにプロミスが保有することとなる自己株式の全てを基準時をもって消却する予定とのことです。

さらに、プロミスは、上記のとおり本新株予約権付社債を発行しているとのことです(本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となるプロミスの普通株式の数は、当該新株予約権4,200個(平成23年11月30日現在)に本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を乗じ、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数(14,893,617株)とのことです。)

よって、本株式交換により交付する当社の普通株式数については、プロミスによる自己株式の取得及び消却、並びにプロミスが発行する本新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権の行使等の理由により今後変更される可能性があります。なお、プロミスは、前記のとおり本新株予約権を発行しておりますが、本書提出日までに全て行使されるか又はプロミスが無償で取得しているとのことです。

交付する当社の普通株式については、23,000,000株を上限とした株式市場からの取引一任方式による買付けにより、その一部を取得する予定であり、また、本株式交換の実施のために必要となる残余の当社の普通株式についても市場買付等により取得する予定です。

③ その他の本株式交換契約の内容

当社がプロミスとの間で、平成23年12月21日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、以下「甲」という。)及びプロミス株式会社(住所：東京都千代田区大手町一丁目2番4号、以下「乙」という。)は、平成23年12月21日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲の有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代えて、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.36株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。
2. 前項の規定にかかわらず、同項の定めるところに従う場合において、本株式交換に際して乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、当該株主に対し、会社法第234条の規定に従い金銭を交付する。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- ① 増加する資本金の額
金0円
- ② 増加する資本準備金の額
法令の規定により増加しなければならない最低額
- ③ 増加する利益準備金の額
金0円

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年4月1日とする。ただし、本株式交換の手の続の進行にに応じ、必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。

第6条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。
2. 甲は、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の株主又は登録株式質権者に対し、従前の配当政策に従う範囲内で、剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、本契約締結日以後効力発生日に至るまでの日を基準日として、剰余金の配当を行わないものとする。
4. 甲は、第1項の規定にかかわらず、効力発生日の前日までに、第2条第1項に基づき本株式交換に際して乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の総数を限度として甲の普通株式を取得することができる。
5. 甲及び乙は、第1項の規定にかかわらず、甲と乙との間の平成23年9月30日付株式引受契約に基づき、同契約に定める条件に従い、平成23年12月26日又は甲及び乙が別途合意する日を払込期日として、乙が乙の普通株式225,988,700株（払込金額の総額119,999,999,700円）を第三者割当ての方法により甲に対して割り当て、甲がそれに係る払込みを行うことを確認する。

第7条（自己株式の消却及び新株予約権等の取扱い）

1. 乙は、効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までに有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時をもって消却する。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、乙の発行する株式報酬型ストックオプション第1回新株予約権、株式報酬型ストックオプション第2回新株予約権及び株式報酬型ストックオプション第3回新株予約権のすべてを、その発行要項の規定に従って無償取得し、消却する。
3. 乙は、効力発生日の前日までに、乙の発行する2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債のすべてを、その発行要項の規定に従い、当該規定に基づき算定される償還価額をもって、繰上償還する。

第8条（本契約の変更及び解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- ① 会社法第796条第4項の規定により本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、当該承認が得られない場合
- ② 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年12月21日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長 宮田 孝一

乙 東京都千代田区大手町一丁目2番4号
プロミス株式会社
代表取締役社長 久保 健

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎

上記(3) ②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びプロミスがそれぞれ別個に、両社から独立した財務アドバイザー又は第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」といいます。)を財務アドバイザーに、プロミスはフーリハン・ローキー株式会社(以下「フーリハン・ローキー」といいます。)を第三者算定機関にそれぞれ選定いたしました。

ゴールドマン・サックスは、本株式交換の株式交換比率に関する平成23年12月21日付の算定書(以下「GS算定書」といいます。)を作成する一環として、公開情報を基に当社普通株式について市場株価分析を行いました。なお、市場株価分析は、平成23年12月20日を基準日として、基準日時点の当社普通株式の株価終値並びに基準日から遡る1カ月間、3カ月間及び6カ月間の当社普通株式の株価終値を参照しております。

算定にあたっては、当社による同意の上、また、当社、SMBC及びプロミスの間の本完全子会社化に関する平成23年9月30日付の基本契約(以下「本基本契約」といいます。)において企図されたとおり、ゴールドマン・サックスは本公開買付けの買付価格である780円をプロミス普通株式の一株当たりの株式価値として採用しています。本算定の結果として、株式交換比率の算定レンジとして下記のレンジが示されております。なお、下記の株式交換比率のレンジは、プロミスの普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数を記載したものです。

市場株価分析	0.348～0.364
--------	-------------

GS算定書の作成にあたってゴールドマン・サックスは、本公開買付けの買付価格が決定・発表された平成23年9月30日以降に、当社又はプロミスに関連して、ゴールドマン・サックスによる財務分析に重要な影響を及ぼしうる如何なる事象も当社の経営陣が認識していないことを当社に確認しております。また、ゴールドマン・サックスは当社及びSMBCの財務アドバイザーを務めておりますが、SMBCによる同意の上、ゴールドマン・サックスは当社の取締役会が本株式交換を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためのみにGS算定書を提供し、GS算定書の作成にあたっては当社のみに対する財務アドバイザーを務めております。ゴールドマン・サックスは、当社又は当社の取締役会に対して特定の株式交換比率を推奨したことはなく、また、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。ゴールドマン・サックスが実施した分析に関する説明の前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記の(注)をご参照ください。

GS算定書は必然的に、平成23年12月20日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析又はGS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成23年12月20日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

(注) GS算定書の作成を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社(以下併せて「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。)は様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行及び財務アドバイザー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、当社、SMBC及びプロミス並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券(又は関連デリバティブ証券)並びに金融商品(銀行ローンその他の債務を含みます。)、又は本株式交換契約及び本基本契約において企図されている本公開買付け、本完全子会社化、本第三者割当増資及び本株式交換を含む一連の取引(以下「本件取引」といいます。)にかかるいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関し当社及びSMBCの財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。なお、ゴールドマン・サックスは、SMBCの同意に基づき、GS算定書の作成に当たっては当社のみに対して財務アドバイザーを務めています。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか

(その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。)、当社及びSMBCは、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、(i)平成21年10月に行われた当社による日興コーディアル証券株式会社とそれに関連する事業の取得に関して当社及びSMBCの財務アドバイザーを務め、(ii)平成22年1月に行われた当社の普通株式360,000,000株の公募増資のジョイント・グローバル・コーディネーターを務め、(iii)平成22年2月に行われた、SMBCにより発行されたユーロ建劣後特約付無担保永久社債及び米ドル建劣後特約付無担保永久社債並びにSMFG Preferred Capital USD 1 Limitedにより発行された米ドル建配当非累積的永久優先出資証券並びにSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedにより発行された英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券の公開買付けについて、当社、SMBC、SMFG Preferred Capital USD 1 Limited及びSMFG Preferred Capital GBP 1 Limitedのリード・ディーラー・マネージャー兼ストラクチャリング・エージェント(それぞれの買付総額は368,635,000ユーロ(額面金額ベース)、1,022,747,000米ドル(額面金額ベース)、1,000,859,000米ドル(残余財産分配請求権額ベース)、426,424,000英ポンド(残余財産分配請求権額ベース))を務め、(iv)平成22年5月に行われた株式会社SMFGカード&クレジット(以下「FGCC」といいます。))による株式会社セディナの支配権取得に際して当社及びFGCCの財務アドバイザーを務めるなど、当社及びSMBC並びにそれらの関係会社に対して随時投資銀行サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また、将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、将来、当社、SMBC及びプロミス並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

GS算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本株式交換契約、本基本契約、当社の平成23年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、当社の平成23年9月30日に終了する第2四半期の第2四半期報告書、その他の当社による当社の株主に対する一定のコミュニケーションについて検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、当社の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、国内金融業界を中心に業界一般の最近の株式交換事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思量するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

GS算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。さらに、ゴールドマン・サックスは、当社又はプロミス或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債(偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。))について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは貸倒引当金及び利息返還損失引当金の妥当性を評価するうえで必要となる債権ポートフォリオを評価する専門家ではなく、従って、ゴールドマン・サックスは、プロミスにおける適切な引当金の金額について、当社及びSMBCの経営陣よりゴールドマン・サックスに提供された推計値に依拠しています。ゴールドマン・サックスは、本株式交換を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、当社又はプロミス、若しくは本株式交換から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本株式交換が、本株式交換契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

GS算定書は、本株式交換を行うに際しての当社の経営上の意思決定或いは当社がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。GS算定書はプロミスの普通株式の保有者に対して、本株式交換又はその他の事柄を推奨するものではありません。

GS算定書の一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その財務分析を全体として考慮することなくGS算定書について一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、GS算定書の作成の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に対しても特定の依拠をするものではありません。

プロミスの第三者算定機関であるフリーハン・ローキーは、プロミスについては、本基本契約において株式交換比率は本公開買付けの公開買付価格と同一の価格を基準とすることが合意されていたことから、プロミスの普通株式一株当たりの株式価値として、本公開買付けにおける公開買付価格と同一の780円を基準とすることの公正性を、(a)プロミスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、公開買付価格の影響を受けていない平成23年9月30日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるプロミス株式の基準日の前日の終値、基準日までの直近5営業日の終値の平均値、基準日までの直近10営業日の終値の平均値、基準日までの直近30営業日の終値の平均値、基準日までの直近90営業日の終値の平均値、基準日までの直近180営業日の終値の平均値、基準日までの直近26週間の終値の最高値及び最安値に基づいて算定)を、(b)また、プロミスには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法を、(c)それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して検討した上で、公開買付価格である780円を採用したとのことです。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年12月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日の終値、基準日までの直近5営業日の終値の平均値、基準日までの直近10営業日の終値の平均値、基準日までの直近30営業日の終値の平均値、基準日までの直近90営業日の終値の平均値、基準日までの直近180営業日の終値の平均値、基準日までの直近26週間の終値の最高値及び最安値に基づいて算定)を採用して算定を行ったとのことです。

上記に基づき、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなるとのことです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.302～0.386

フリーハン・ローキーは、株式交換比率の算定及び下記にて言及されるフェアネス・オピニオンの提供に際して、独立した検証をすることなく、提供され、検討若しくはレビューした全てのデータ、資料及び情報、又はフリーハン・ローキーが入手可能な公開情報の正確性及び完全性、並びにフリーハン・ローキーがレビューした情報や事実において不完全性や誤解を招く情報がないことを前提としているとのことです。また、フリーハン・ローキーは、プロミス、当社又はその他の者の資産、不動産又は負債(固定負債、偶発債務、デリバティブ、簿外債務又はその他負債)の現地調査、独自の鑑定及び査定を行うことを依頼されておらず、また行っておらず、それらの鑑定及び査定の提供を受けていないとのことです。フリーハン・ローキーの株式交換比率の算定結果及びフェアネス・オピニオンにおける分析は、必然的に平成23年12月20日現在の金融、経済及び市場その他の状況、並びにフリーハン・ローキーが入手可能な情報に基づいたものであり、さらに、フリーハン・ローキーは、フリーハン・ローキーがレビューした財務予測は、現時点で得られるプロミスの将来における決算及び財務状況に関する最善の予測及び判断に基づき、プロミス経営陣によって合理的かつ誠実に作成されたことを前提としているとのことです。

② 算定の経緯

当社及びプロミスは、それぞれの財務アドバイザー又は第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びに当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、プロミス株式の評価については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社及びプロミスは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本書提出日に開催された当社及びプロミスの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

③ 財務アドバイザー又は算定機関との関係

当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス及びプロミスの第三者算定機関であるフリーハン・ローキーはいずれも、当社、SMBC及びプロミスからは独立した財務アドバイザー又は算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

	株式交換完全親会社
商号	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
代表者の氏名	取締役社長 宮田 孝一
資本金の額(百万円)	2,337,895
純資産の額(百万円)	現時点では確定していません。
総資産の額(百万円)	現時点では確定していません。
事業の内容	傘下子会社の経営管理、並びにそれに付帯する業務

以上